



進路便り

平成30年1月7日(日)発行佐賀県教育委員会認可通信制教育(教材)

副校長先生より熱いメッセージ



今年も4年生対象に副校長先生より進路講話をしていただきました。副校長先生は以前から、「生徒たちが仕事をすることで不利にならないよう、労働者としての権利や法律を教えた」と話されていました。

実際、たいへん役に立つ話ばかりで、会場は生徒で満員、皆、熱心に聞き入りました。

次のようなこと、皆さんは知っていましたか？正社員、アルバイトは、法律で守られており、その意味で区別はありません。

◆労働条件が違う場合は、申し立てができる。(提示されていた金額よりも時給が安いなど)

◆残業代はきちんと支払われるべきである。(サービス残業をしていませんか？夜十時以降は二十五%の割増賃金にもなります)

◆休憩時間を取る権利がある。(毎週、少なくとも1回。もしくは4週間を通じ4日以上。また1日の労働時間が6時間を超える場合は四十五分以上の休憩を与える、など労働基準法で定められています)

◆あらかじめ契約期間が定められていない時は、最低2週間前までに退職の申し出をすれば、法律上いつでもやめることができます。

◆佐賀の最低賃金は七三七円この金額以下の労働は違法である。など、今後役に立つことをたくさん説明してくださいました。

また「適職診断」もあり、右下写真のように、結果を一人一人につけて、返却してくださいました。

最後は「働くことの意義」や「生き方」を考えさせられる感動的な動画で終わり、会場では涙する人もいました。

働く際に 確認・労働条件



【生徒の感想を一部紹介】

◇夜十時を過ぎる前に、タイムカードを押せと言われたことがあります。人間関係に波風を立てたくないタイプなので、めったに反論しませんが、「1時間も残業した上に、確実に10時を過ぎる仕事をこなせというのは労働基準法に反していると思うので押しません」と言い返しました。勝手に押されたら困るので、タイムカードを肌身離さず持つて仕事をしました。その後の人間関係は案の定、白い目で見られるようになり、自分だけひどい扱いを受けることもありました。「私が出た反論は間違っていたのだろうか」と悶々とすることもありました。しかし今日の話を聞いて間違っていなかったことがわかりました。ありがとうございます。

◇労働についての考え方や詳しい話を知ることができとてもよかったです。今後の働き方に役に立てていきたいと思いました。アルバイトと正社員との違いもよくわかりました。最後の動画は心に響きました。私も素晴らしい接客をしたいと思います。

◇今回の話を聞き、自分の認識の甘さを改めて痛感しました。思い返せば今まで無知であったため、最初に提示された労働時間と日数が違う、残業代が支払われない、パワハラ、給料が足りないなどがあったのも、「これが当たり前なのか」と思い、泣き寝入りしていました。とても勉強になりました。

◇中学校を卒業してから、ずっと働いてきましたが、知らないことがたくさんありました。また、労働について、損をしてきたことがたくさんあり、役に立ちました。最後の動画は他人事に思えず、自分に重なるところもあったのでとても感動しました。とてもよい機会でした。ありがとうございました。